

議案第21号

令和5年度牧之原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度牧之原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 (件数)	16,000件
(2) 年間総配水量	6,205,500m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	17,000m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 配水施設費	市道白井本線配水管布設替工事 市道片浜26号線他配水管布設替工事 市道菅ヶ谷22号線他配水管布設替工事 市道菅ヶ谷10号線配水管布設替工事 市道田下平城線配水管布設替工事 事業費 258,772千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,030,156千円	
第1項 営業収益	982,929千円	
第2項 営業外収益	47,217千円	
第3項 特別利益	10千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	1,010,241千円	
第1項 営業費用	984,203千円	
第2項 営業外費用	24,038千円	
第3項 予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額312,300千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,173千円及び過年度分損益勘定留保資金291,127千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入	105,558千円	
第1項 企業債	90,000千円	
第2項 国県補助金	5,000千円	
第3項 工事負担金	10千円	
第4項 長期貸付金償還金	0円	
第5項 固定資産売却収入	10千円	
第6項 その他資本的収入	10,538千円	

## 支 出

第1款 資本的支出	417,858千円
第1項 建設改良費	264,708千円
第2項 企業債償還金	133,801千円
第3項 その他資本的支出	19,349千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 建設改良費
- (2) 限度額 90,000千円
- (3) 起債の方法 普通貸借又は証券発行
- (4) 利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方法で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- (5) 償還の方法 公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定して償還する。ただし、事業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 72,306千円  
(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,191千円と定める。

令和5年2月27日提出

牧之原市長 杉本基久雄